

第23期第6回福島海区漁業調整委員会次第

日 時 令和8年4月17日（金）
13:30～
場 所 福島県水産会館研修室
(いわき市中央台飯野4丁目3-1)

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 出席状況報告
- 4 議事録署名人選出
- 5 議 題
 - (1) 議案
 - 議案第1号 沖合たこかご漁業の許可の有効期間の短縮について（諮問・答申）
 - 議案第2号 知事許可漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について（諮問・答申）
 - (2) 報告事項
 - ア ぶりの漁獲可能量による管理を行う際の参考となる試行目安数量について
 - イ 福島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部改正について
 - ウ 令和8年度福島海区漁業調整委員会の行事予定について
- 6 閉会

第23期第6回福島海区漁業調整委員会 出席者名簿

日 時 令和8年4月17日(金)

13:30～

場 所 福島県水産会館研修室

(いわき市中央台飯野4丁目3-1)

海区漁業調整委員会委員			知事部局・海区事務局職員等			
選任区分・役職	氏名	出席方法	所属及び職名		氏名	出席方法
漁業者(会長)	今野 智光	会場	水産課	課長(併) 海区事務局長	平田 豊彦	会場
学識経験(会長代理)	鈴木 哲二	会場	〃	主任主査	平川 直人	会場
漁業者	今泉 浩一	会場	〃	主査	寺本 航	会場
漁業者	狩野 一男	会場	水産事務所	所長	渋谷 武久	会場
漁業者	平 仁一	会場	〃	主任主査	實松 敦之	会場
漁業者	永瀬 哲浩	会場	水産海洋研究センター	所長	山廻邊 昭文	会場
漁業者	久田 要一	会場	水産資源研究所	所長	佐久間 徹	会場
漁業者	森田 政利	会場	海区委員会事務局	主幹兼次長 (総務)	菅野 学	会場
漁業者	吉田 康男	会場	〃	主幹兼次長 (業務)	根本 芳春	会場
学識経験	鈴木 由美子	会場	〃	副主査	酒井 理沙	会場
学識経験	宮崎 奈穂	web	〃	主事	佐藤 琴美	会場
学識経験	渡邊 千夏子	web	〃	主事	新妻 樹	会場
中立	氏居 俊夫	会場	〃	主事	二階堂 拓斗	会場
			〃	主事	金子 正子	会場

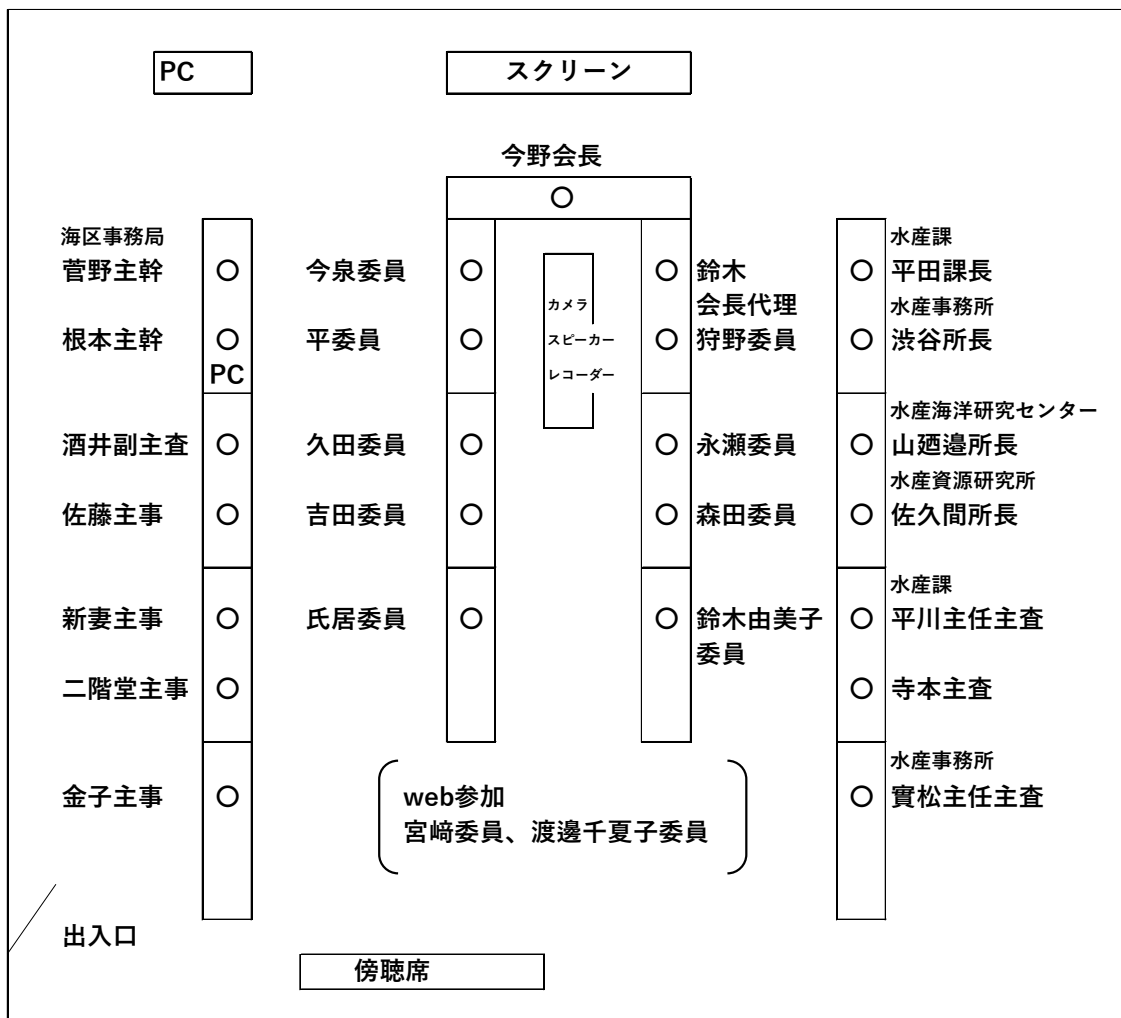
第23期第6回福島海区漁業調整委員会 席次

日 時 令和8年4月17日(金)

13:30～

場 所 福島県水産会館研修室

(いわき市中央台飯野4丁目3-1)



議案第1号



8 生流第 146 号
令和 8 年 4 月 8 日

福島海区漁業調整委員会長 様

福島県知事



沖合たこかご漁業の許可の有効期間の短縮について（諮問）

福島県漁業調整規則（令和 2 年福島県規則第 68 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 6 号に掲げるかご漁業につき、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 46 条第 2 項及び規則第 15 条第 2 項の規定に基づき別紙のとおり有効期間を定めたいので、同項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 主査 寺本 電話 024-521-7379）

(別紙)

1 概 要

福島県漁業調整規則第4条第1項第6号に掲げるかご漁業のうち沖合たこかご漁業の許可について、許可の有効期間を短縮するもの。

2 根拠法令等

漁業法第58条において読み替えて準用する同法第46条第2項
福島県漁業調整規則第15条第2項

3 内 容

沖合たこかご漁業の許可の有効期間を3年から1年に短縮する。

短縮後の許可の有効期間：令和8年7月1日～令和9年6月30日

4 短縮の理由

許可の有効期間については、福島県漁業調整規則第15条第1項により3年とされ、同条第2項により漁業調整のため必要な限度において、3年より短い期間を定めることができるものと規定されている。

当該漁業は、多数の漁具を敷設し、漁場を占有して効率的に漁獲する漁法である。また、目的とするタコ類、沖合性のまき貝については、資源量の減少が懸念されている。

このことから、今期の漁模様や漁獲対象水産資源の動向を踏まえ、許可発給を弾力的に運用できるよう、有効期間の設定については、短縮して1年とする。

議案第2号



8 生流第 99 号
令和 8 年 4 月 8 日

福島海区漁業調整委員会長 様

福島県知事



知事許可漁業の許可等に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について（諮問）

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 70 条第 2 号に掲げる漁業、福島県漁業調整規則（令和 2 年福島県規則第 68 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 4 号から第 9 号まで及び同項第 12 号に掲げる漁業につき、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 1 項及び規則第 11 条第 1 項に掲げる事項に関する制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに法第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 5 項、規則第 11 条第 5 項及び第 7 項に掲げる許可の基準を別紙のとおり定めたいので、法第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 3 項、規則第 11 条第 3 項、第 5 項及び第 7 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 主査 寺本 電話 024-521-7379）

(別紙)

1 概 要

知事許可漁業の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）に当たり、福島県漁業調整規則第11条第1項各号の制限措置の内容及び申請すべき期間（以下「制限措置等」という。）を定めるもの。

また、公示した船舶の数又は漁業者の数を超える申請があった場合に、許可等をする者を定めるための許可の基準を定めるもの。

2 根拠法令等

漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項、第3項及び第5項

福島県漁業調整規則第11条第1項、第3項、第5項及び第7項

3 制限措置等及び許可の基準の必要性

現在許可している知事許可漁業のうち、次の表に掲げる知事許可漁業の許可について、許可の有効期間がそれぞれ同表に掲げる期日で満了する。有効期間満了後の許可等をするに当たり、知事は、制限措置等を定める必要がある。

また、制限措置で公示した船舶の数又は漁業者の数を超える申請があった場合に、許可等をする者を定めるため、許可の基準を定める必要がある。

漁業種類	有効期間	
小型機船底びき網漁業（地方名称 板びき網漁業）	R8. 8. 31	
小型機船底びき網漁業（地方名称 自家用餌料びき網漁業）	R8. 7. 31	
小型機船底びき網漁業（地方名称 自家用餌料板びき網漁業）		
小型機船底びき網漁業（地方名称 貝けた網漁業（ほっきがい等））		
小型機船底びき網漁業（地方名称 貝けた網漁業（こたまがい、はまぐり等））		
小型機船底びき網漁業（地方名称 貝けた網漁業（えぞいしかげがい等））		
機船船びき網漁業（しらうお、こうなご（通称めろうど含む。）、しらすひき網漁業）		
機船船びき網漁業（おきあみひき網漁業）		
機船船びき網漁業（さよりひき網漁業）		
刺し網（流し網）漁業		
かご漁業（はもかご漁業）		
かご漁業（沿岸かにかご漁業）		
かご漁業（沖合たこかご漁業）		R8. 6. 30

かご漁業	R8. 7. 31
どう漁業	
固定式刺し網漁業	
つば漁業	
地びき網漁業	

4 制限措置等及び許可の基準の内容

制限措置等の内容及び許可の基準を以下のとおり定める。

項目	内容
漁業種類	前の表に掲げたとおり
許可等をすべき船舶の数又は漁業者の数	欄外記載のとおり
操業区域	取扱方針のとおり
漁業時期	
漁業を営む者の資格	
許可等を申請すべき期間	令和8年5月12日～同年6月12日
許可の基準	沿岸漁業の経営安定の観点から、現に知事許可漁業の許可を受けている者を優先することとし、順位付けを行う。

※ 許可等をすべき船舶の数又は漁業者の数について

許可等をすべき船舶の数又は漁業者の数の設定は、操業の実態や資源状況を勘案すべきところだが、令和7年の漁獲量は震災前の約28%に止まっており、判断できる状況ではない。

震災前の許可数を上限とし、漁業協同組合への照会等を参考に、許可等をすべき船舶の数又は漁業者の数を設定する。

(経過・今後の予定)

令和8年3月6日～4月6日 制限措置等案に関する意見聴取(水産課 HP)

- ” 4月17日 福島海区漁業調整委員会に諮問・答申
- ” 5月12日 制限措置等の告示(福島県報、水産課 HP)
- ” 5月12日～6月12日 申請期間(1月)
- ” 6月中旬 規則第9条の許可等をしない事案がある場合の海区委諮問
- ” 6月下旬 許可証発給
- ” 7月1日～ 許可の有効期間開始

福島県告示第 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林水産省令第 5 号）第 70 条第 2 号に掲げる漁業及び福島県漁業調整規則（令和 2 年福島県規則第 68 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 4 号から第 9 号まで及び同項第 12 号に掲げる次の漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和 8 年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄

第 1 制限措置

1 小型機船底びき網漁業（地方名称 板びき網漁業）

(1) 漁業種類

小型機船底びき網漁業（地方名称 板びき網漁業）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数

ア 船舶の数 19 隻

イ 船舶の総トン数 総トン数 15 トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東 9 海里の点から双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東 5 海里の点、いわき市塩屋崎灯台中心点正東 2.5 海里の点、同市番所灯台中心点正東 3.5 海里の点を経て福島県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東 5 海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の沖合の海面

(5) 漁業時期

毎年 9 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで

(6) 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有する者

2 小型機船底びき網漁業（地方名称 自家用釣餌料びき網漁業）

(1) 漁業種類

小型機船底びき網漁業（地方名称 自家用釣餌料びき網漁業）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数

ア 船舶の数 13 隻

イ 船舶の総トン数 総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

ア 次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成 12 年 9 月 30 日現在の所属漁業協同組合とし、平成 12 年 10 月 1 日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成 12 年 9 月 30 日以前の漁業協同組合を準用する。

また、漁業協同組合に加入していない漁業者については、漁船原簿に登録されている主たる根拠地を漁業根拠地とする。

漁業根拠地	操業区域
勿来	第 2 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
小浜	第 4 号、第 6 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
小名浜	第 6 号、第 7 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
江名町	第 8 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
豊間	第 10 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
沼之内	第 12 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
四倉	第 14 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面

久之浜	第16号、第18号共同漁業権漁場で水深22メートル以浅の海面及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
富熊	第15号、第17号、第19号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く水深22メートル以浅の海面
請戸	第17号、第19号、第21号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く水深22メートル以浅の海面
鹿島	第19号、第21号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く水深22メートル以浅の海面
磯部 相馬原釜 新地	第22号、第23号、第24号、第25号、第26号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市久之浜町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く水深22メートル以浅の海面

イ アの操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

- (5) 漁業時期
周年
- (6) 漁業を営む者の資格
福島県に住所を有する者

3 小型機船底びき網漁業（地方名称 自家用釣餌料板びき網漁業）

- (1) 漁業種類
小型機船底びき網漁業（地方名称 自家用釣餌料板びき網漁業）
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数
 - ア 船舶の数 63 隻
 - イ 船舶の総トン数 総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下
- (3) 推進機関の馬力数
申請のあった推進機関の馬力数以下
- (4) 操業区域
ア 漁業の許可及び取締り等に関する省令第75号第2項ただし書の農林水産大臣が指定する小型機船底びき網漁業、海域及び期間（令和2年11

月 16 日農林水産省告示第 2235 号)の第 2 の 2 に規定する海域のうち、次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成 12 年 9 月 30 日現在の所属漁業協同組合とし、平成 12 年 10 月 1 日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成 12 年 9 月 30 日以前の漁業協同組合を準用する。

また、漁業協同組合に加入していない漁業者については、漁船原簿に登録されている主たる根拠地を漁業根拠地とする。

漁業根拠地	操 業 区 域
勿 来	第 2 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
小 浜	第 4 号、第 6 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
小 名 浜	第 6 号、第 7 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
江 名 町	第 8 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
豊 間	第 10 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
沼 之 内	第 12 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
四 倉	第 14 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
久 之 浜	第 16 号、第 18 号共同漁業権漁場で水深 22 メートル以浅の海面及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
富 熊	第 15 号、第 17 号、第 19 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く水深 22 メートル以浅の海面

請戸	第17号、第19号、第21号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く水深22メートル以浅の海面
鹿島	第19号、第21号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く水深22メートル以浅の海面
磯部 相馬原釜 新地	第22号、第23号、第24号、第25号、第26号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市久之浜町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く水深22メートル以浅の海面

イ アの操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

(5) 漁業時期

9か月を限度とした下表の期間とする。

漁業根拠地	操業期間
小名浜	毎年3月1日から11月30日まで
四倉	毎年4月1日から12月31日まで
富熊、請戸、鹿島	毎年2月1日から10月31日まで
磯部、相馬原釜、新地	毎年3月1日から11月30日まで
その他	毎年1月1日から9月30日まで

(6) 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有する者

4 小型機船底びき網漁業（地方名称 貝けた網漁業（ほっきがい等））

(1) 漁業種類

小型機船底びき網漁業（地方名称 貝けた網漁業（ほっきがい等））

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数

ア 船舶の数 80隻

イ 船舶の総トン数 総トン数5トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

申請者が所属する漁業協同組合管理の第一種共同漁業権漁場

ただし、所属漁業協同組合とは、平成12年9月30日現在の漁業協同

組合とする。

また、平成 12 年 10 月 1 日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成 12 年 9 月 30 日以前の漁業協同組合を準用する。

(5) 漁業時期

毎年 6 月 1 日から翌年 1 月 31 日まで

(6) 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有する者

5 小型機船底びき網漁業（地方名称 貝けた網漁業（こたまがい、はまぐり等））

(1) 漁業種類

小型機船底びき網漁業（地方名称 貝けた網漁業（こたまがい、はまぐり等））

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数

ア 船舶の数 10 隻

イ 船舶の総トン数 総トン数 7 トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

申請者が所属する漁業協同組合管理の第一種共同漁業権漁場

ただし、所属漁業協同組合とは、平成 12 年 9 月 30 日現在の漁業協同組合とする。

また、平成 12 年 10 月 1 日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成 12 年 9 月 30 日以前の漁業協同組合を準用する。

(5) 漁業時期

毎年 6 月 1 日から翌年 1 月 31 日まで

(6) 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有する者

6 小型機船底びき網漁業（地方名称 貝けた網漁業（えぞいしかげがい等））

(1) 漁業種類

小型機船底びき網漁業（地方名称 貝けた網漁業（えぞいしかげがい等））

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数

- ア 船舶の数 3 隻
 - イ 船舶の総トン数 総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下
 - (3) 推進機関の馬力数
 - 申請のあった推進機関の馬力数以下
 - (4) 操業区域
 - 相馬市と南相馬市境界点から正東の線以北で、小型機船底びき網漁業のうち地方名称自家用釣餌料板びき網漁業の操業区域で第一種共同漁業権漁場の沖合の福島県の海面
 - なお、操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。
 - (5) 漁業時期
 - 毎年1月20日から3月20日まで
 - (6) 漁業を営む者の資格
 - 相馬市及び新地町いずれかに住所を有する者
- 7 機船船びき網漁業（しらうお、こうなご（通称めろうど含む。）、しらすひき網漁業）
- (1) 漁業種類
 - 機船船びき網漁業（しらうお、こうなご（通称めろうど含む。）、しらすひき網漁業）
 - (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数
 - ア 船舶の数 216 隻
 - イ 船舶の総トン数 総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下
 - (3) 推進機関の馬力数
 - 申請のあった推進機関の馬力数以下
 - (4) 操業区域
 - ア 次のとおりとする。
 - ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。
 - また、漁業協同組合に加入していない漁業者については、漁船原簿に登録されている主たる根拠地を漁業根拠地とする。

区 分	操 業 区 域	
	漁業根拠地	その他の船舶
勿 来	小型機船及びき網漁業（地方名称 機船手繰り網漁業及び板びき網漁業）の許可船舶	
小 浜	第2号共同漁業権漁場及びいわき市沼之内と同市豊間との境界点正東の線以南の海面で共同漁業権漁場を除く福島県海面	いわき市久之浜町と同市四倉町との境界点正東の線以南の福島県海面
小名浜	第4号、第6号共同漁業権漁場及びいわき市沼之内と同市豊間との境界点正東の線以南の海面で共同漁業権漁場を除く福島県海面	
江名町	第6号、第7号共同漁業権漁場及びいわき市沼之内と同市豊間との境界点正東の線以南の海面で共同漁業権漁場を除く福島県海面	
豊 間	第8号共同漁業権漁場及びいわき市沼之内と同市豊間との境界点正東の線以南の海面で共同漁業権漁場を除く福島県海面	
沼之内	第10号共同漁業権漁場及びいわき市沼之内と同市豊間との境界点正東の線以南の海面	いわき市久之浜町と同市四倉町との境界点正東の線以南から、いわき市沼之内と同市豊間の境界点正東の線以北の海面
四 倉	南相馬市と双葉郡浪江町との境界点正東の線以南から、いわき市沼之内と同市豊間の境界点正東の線以北の海面	南相馬市と双葉郡浪江町との境界点正東の線以南の福島県海面
久之浜	南相馬市と双葉郡浪江町との境界点正東の線以南から、いわき	いわき市四倉町と同市沼之内の境界点正東の

	市四倉町と同市沼之内の境界点正東の線以北の海面	線以北の福島県海面
富熊 請戸	南相馬市と双葉郡浪江町との境界点正東の線以南から、いわき市久之浜町と同市四倉町との境界点正東の線以北の海面	いわき市久之浜町と同市四倉町との境界点正東の線以北の福島県海面
鹿島 磯部 相馬原釜 新地	南相馬市と双葉郡浪江町との境界点正東の線以北の福島県海面	

イ アの操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

(6) 漁業時期

区 分	操 業 期 間
小型機船底びき網漁業（地方名称機船手繰網漁業及び板びき網漁業）の許可船舶	毎年3月1日から7月31日まで
その他の船舶	周年

(6) 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有する者

8 機船船びき網漁業（おきあみひき網漁業）

(1) 漁業種類

機船船びき網漁業（おきあみひき網漁業）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数

ア 船舶の数 132隻

イ 船舶の総トン数 総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

ア 次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同

組合を準用する。

また、漁業協同組合に加入していない漁業者については、漁船原簿に登録されている主たる根拠地を漁業根拠地とする。

区 分	操 業 区 域	
	小型機船底びき網漁業（地方名称 機船手繰網漁業及び板びき網漁業）の許可船舶	その他の船舶
漁業根拠地		
勿 来 小 浜 小 名 浜 江 名 町 豊 岡 沼 之 内	宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東9海里の点から双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、いわき市塩屋崎灯台中心点正東2.5海里の点、同市番所灯台中心点正東	いわき市久之浜町と同市四倉町との境界点正東の線以南の福島県海面及び左記の海面
四 倉	3.5 海里の点を経て福島県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東5海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の	南相馬市と双葉郡浪江町との境界点正東の線以南の福島県海面及び左記の海面
久 之 浜	沖合の海面	いわき市四倉町と同市沼之内との境界点正東の線以北の福島県海面及び左記の海面
富 熊 請 戸 鹿 島 磯 部 相馬原釜 新 地		いわき市久之浜町と同市四倉町との境界点正東の線以北の福島県海面及び左記の海面

イ アのその他の船舶に係る操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

- (5) 漁業時期
毎年2月1日から7月31日まで
- (6) 漁業を営む者の資格
福島県に住所を有する者

9 機船船びき網漁業（さよりひき網漁業）

(1) 漁業種類

機船船びき網漁業（さよりひき網漁業）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数

ア 船舶の数 156 隻

イ 船舶の総トン数 総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

ア 次のとおりとする。

区 分	操 業 区 域
小型機船底びき網漁業（地方名称 機船手繰網漁業及び板びき網漁業）の許可船舶	宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東9海里の点から双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、いわき市塩屋埼灯台中心点正東2.5海里の点、同市番所灯台中心点正東3.5海里の点を経て福島県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東5海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の沖合の海面
その他の船舶	福島県海面

イ アのその他の船舶に係る操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

(5) 漁業時期

区 分	操 業 区 域
小型機船底びき網漁業（地方名称 機船手繰網漁業及び板びき網漁業）の許可船舶	毎年3月1日から6月30日まで
その他の船舶	毎年11月1日から翌年6月30日まで

(6) 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有する者

10 刺し網（流し網）漁業

(1) 漁業種類

刺し網（流し網）漁業

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数

ア 船舶の数 193 隻

イ 船舶の総トン数 総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

ア 次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。

また、漁業協同組合に加入していない漁業者については、漁船原簿に登録されている主たる根拠地を漁業根拠地とする。

漁業根拠地	操業区域
勿来 小浜 小名浜 江名町 豊間 沼之内	双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面
四倉 久之浜	南相馬市と双葉郡浪江町との境界点正東の線以南の福島県海面
富熊 請戸 鹿島 磯部 相馬原釜 新地	双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以北の福島県海面

イ アの操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

(5) 漁業時期

周年

(6) 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有する者

11 かが漁業（はもかが漁業）

- (1) 漁業種類
かご漁業（はもかご漁業）
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数
ア 船舶の数 203 隻
イ 船舶の総トン数 総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下
- (3) 推進機関の馬力数
申請のあった推進機関の馬力数以下
- (4) 操業区域
ア 次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。

また、漁業協同組合に加入していない漁業者については、漁船原簿に登録されている主たる根拠地を漁業根拠地とする。

漁業根拠地	操業区域
勿来	第2号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
小浜	第4号、第6号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
小名浜	第6号、第7号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
江名町	第8号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
豊間	第10号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
沼之内	第12号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
四倉	第14号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町と

	の境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
久之浜	第 16 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面並びに南相馬市と双葉郡浪江町との境界点正東の線以南の海面から双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以北の海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
富 熊	第 18 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
請 戸	第 19 号、第 20 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
鹿 島	第 21 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
磯 部	第 22 号、第 23 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
相馬原釜	第 23 号、第 24 号、第 25 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
新 地	第 25 号、第 26 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面

イ アの操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

- (5) 漁業時期
毎年3月1日から11月30日まで
- (6) 漁業を営む者の資格
福島県に住所を有する者

12 かご漁業（沿岸かにかご漁業）

- (1) 漁業種類
かご漁業（沿岸かにかご漁業）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数

ア 船舶の数 152 隻

イ 船舶の総トン数 総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

ア 次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。

また、漁業協同組合に加入していない漁業者については、漁船原簿に登録されている主たる根拠地を漁業根拠地とする。

漁業根拠地	操業区域
勿来	第2号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
小浜	第4号、第6号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
小名浜	第6号、第7号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
江名町	第8号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
豊間	第10号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
沼之内	第12号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
四倉	第14号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
久之浜	第16号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
富熊	第18号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
請戸	第19号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面

鹿 島	第 21 号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水 深 30 メートル以浅の海面
磯 部	第 22 号、第 23 号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場 の沖合の水深 30 メートル以浅の海面
相馬原釜	第 23 号、第 24 号、第 25 号共同漁業権漁場及び当該漁 業権漁場の沖合の水深 30 メートル以浅の海面
新 地	第 25 号、第 26 号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場 の沖合の水深 30 メートル以浅の海面

イ アの操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

(5) 漁業時期

毎年 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

(6) 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有する者

13 かご漁業（沖合たこかご漁業）

(1) 漁業種類

かご漁業（沖合たこかご漁業）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数

ア 船舶の数 23 隻

イ 船舶の総トン数 総トン数 7 トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成 12 年 9 月 30 日現在の所属漁業協同組合とし、平成 12 年 10 月 1 日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成 12 年 9 月 30 日以前の漁業協同組合を準用する。

漁業根拠地	操業区域
勿来 小浜 小名浜 江名町 豊間 沼之内 四倉 久之浜	双葉郡富岡町と双葉郡檜葉町との境界点正東の線以南の福島県海面のうち水深130メートル以深の海面
富熊 請戸 鹿島 磯部 相馬原釜 新地	双葉郡富岡町と双葉郡檜葉町との境界点正東の線以北の福島県海面のうち水深130メートル以深の海面

(5) 漁業時期

令和8年7月1日から同年8月13日まで

(6) 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有し、関係漁業協同組合が締結する操業隻数等の操業協定に参加する者

14 かが漁業

(1) 漁業種類

かが漁業

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数

ア 船舶の数 282隻

イ 船舶の総トン数 総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

ア 次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した

者については、所属したであろう平成 12 年 9 月 30 日以前の漁業協同組合を準用する。

また、漁業協同組合に加入していない漁業者については、漁船原簿に登録されている主たる根拠地を漁業根拠地とする。

漁業根拠地	操 業 区 域
勿 米 小 浜 小 名 浜 江 名 町 豊 間 沼 之 内 四 倉 久 之 浜	所属漁業協同組合に免許された共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面並びに双葉郡富岡町と同郡檜葉町との境界点正東の線以南の福島県海面のうち宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東 9 海里の点から双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東 5 海里の点、いわき市塩屋崎灯台中心点正東 2.5 海里の点、同市番所灯台中心点正東 3.5 海里の点を経て福島県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東 5 海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の沖合の海面
富 熊 請 戸	第 17 号、第 19 号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面並びに双葉郡富岡町と同郡檜葉町との境界点正東の線以北の福島県海面のうち宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東 9 海里の点から双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東 5 海里の点、いわき市塩屋崎灯台中心点正東 2.5 海里の点、同市番所灯台中心点正東 3.5 海里の点を経て福島県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東 5 海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の沖合の海面
鹿 島 磯 部 相馬原釜 新 地	第 27 号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面並びに双葉郡富岡町と同郡檜葉町との境界点正東の線以北の福島県海面のうち宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東 9 海里の点から双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東 5 海里の点、いわき市塩屋崎灯台中心点正東 2.5 海里の点、同市番所灯台中心点正東 3.5 海里の点を経て福島県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東 5 海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の沖合の海面

イ アの操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

(5) 漁業時期

毎年9月1日から6月30日まで

- (6) 漁業を営む者の資格
福島県に住所を有する者

15 どう漁業

(1) 漁業種類

どう漁業

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数

ア 船舶の数 48 隻

イ 船舶の総トン数 総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下。ただし、平成8年7月31日において、はもどう漁業の許可等に関する取扱方針(平成6年9月1日施行)第3の規定の運用を受けた総トン数7トン以上の船舶で、操業の実績を有する船舶について、同一の船舶で引き続き申請したときは、その申請のあった船舶の総トン数以下。

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

ア 総トン数7トン未満船

(ア) 次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。

また、漁業協同組合に加入していない漁業者については、漁船原簿に登録されている主たる根拠地を漁業根拠地とする。

漁業根拠地	操業区域
勿来	第2号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
小浜	第4号、第6号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
小名浜	第6号、第7号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面

江名町	第8号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
豊間	第10号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
沼之内	第12号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
四倉	第14号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
久之浜	第16号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面並びに南相馬市と双葉郡浪江町との境界点正東の線以南の海面から双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以北の海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
富熊	第18号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
請戸	第19号、第20号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
鹿島	第21号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
磯部	第22号、第23号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
相馬原釜	第23号、第24号、第25号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
新地	第25号、第26号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面

- (イ) (ア) の操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

イ 総トン数7トン以上船

宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東9海里の点から双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、いわき市塩屋埼灯台中心点正東2.5海里の点、同市番所灯台中心点正東3.5海里の点を経て福島県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東5海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の沖合の海面

(5) 漁業時期

区 分	操 業 期 間
総トン数7トン未満船	周年
総トン数7トン以上船	毎年7月1日から8月31日まで

(6) 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有する者

16 固定式刺し網漁業

(1) 漁業種類

固定式刺し網漁業

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数

ア 船舶の数 299 隻

イ 船舶の総トン数 総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

ア 次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。

また、漁業協同組合に加入していない漁業者については、漁船原簿に登録されている主たる根拠地を漁業根拠地とする。

漁業根拠地	操 業 区 域
勿 来	第2号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場

	の沖合の海面
小 浜	第4号、第6号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場の沖合の海面
小名浜	第6号、第7号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場の沖合の海面
江名町	第8号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場の沖合の海面
豊 間	第10号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場の沖合の海面
沼之内	第12号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場の沖合の海面
四 倉 久之浜	南相馬市と双葉郡浪江町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場の沖合の海面
富 熊 舘 戸 鹿 島 磯 部 相馬原釜 新 地	双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以北の福島県海面で共同漁業権漁場の沖合の海面

イ アの操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

- (5) 漁業時期
毎年9月1日から翌年7月31日まで
- (6) 漁業を営む者の資格
福島県に住所を有する者

17 つば漁業

- (1) 漁業種類
つば漁業

- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数
 ア 船舶の数 13 隻
 イ 船舶の総トン数 総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

- (3) 推進機関の馬力数
 申請のあった推進機関の馬力数以下

- (4) 操業区域
 ア 次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成 12 年 9 月 30 日現在の所属漁業協同組合とし、平成 12 年 10 月 1 日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成 12 年 9 月 30 日以前の漁業協同組合を準用する。

また、漁業協同組合に加入していない漁業者については、漁船原簿に登録されている主たる根拠地を漁業根拠地とする。

漁業根拠地	操業区域
勿来	第 2 号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面
小浜	第 4 号、第 6 号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面
小名浜	第 6 号、第 7 号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面
江名町	第 8 号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面
豊間	第 10 号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面
沼之内	第 12 号、第 14 号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面
四倉	第 14 号、第 16 号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面
久之浜	第 16 号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面
富熊 請戸	第 17 号、第 19 号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面
鹿島 磯部 相馬原釜 新地	第 27 号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面

イ アの操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

- (5) 漁業時期
毎年10月1日から翌年3月31日まで
- (6) 漁業を営む者の資格
福島県に住所を有する者

18 地びき網漁業

- (1) 漁業種類
地びき網漁業
- (2) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数
5人
- (3) 操業区域

漁業根拠地ごとに、次に掲げる操業区域のうち、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意があった共同漁業権漁場

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。

漁業根拠地	操業区域
勿来	第1号共同漁業権漁場
小浜	第3号、第5号共同漁業権漁場
小名浜	第5号共同漁業権漁場
江名町	第8号共同漁業権漁場
豊間	第9号共同漁業権漁場
沼之内	第11号共同漁業権漁場
四倉	第13号共同漁業権漁場
久之浜	第15号共同漁業権漁場
富熊	第17号共同漁業権漁場
請戸	第19号共同漁業権漁場
鹿島	第21号共同漁業権漁場
磯部	第22号、第23号共同漁業権漁場
相馬原釜	第23号、第24号、第25号共同漁業権漁場
新地	第25号、第26号共同漁業権漁場

- (4) 漁業時期

毎年6月1日から9月30日まで

(5) 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有する者

第2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年5月12日から同年6月12日まで

知事許可漁業の許可の基準（案）

令和 8 年 月 日
福島県農林水産部水産課

許可又は起業の認可をすべき船舶の数又は漁業者の数が、福島県漁業調整規則（令和 2 年福島県規則第 68 号）第 11 条第 1 項の規定により公示した船舶の数又は漁業者の数を超える場合においては、次の優先順位に従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

なお、優先順位を判断するために必要となる書類の追加提出の求めに期限内に応じない場合においては、順位 3 の最下位とする。

- 順位 1 当該漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、その許可又は起業の認可の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合
- 順位 2 当該漁業の許可又は起業の認可を受けた者から、この許可又は起業の認可を承継（共同経営化、法人化又は漁業従事者が自立する場合を含む。）しようとする場合
- 順位 3 1 年のうちに沿岸漁業を営み又は従事する日数が多い者

ぶりの漁獲可能量による管理を行う際の参考となる試行目安数量について

令和 8 年 4 月 8 日
福島県農林水産部水産課

1 概要

令和 8 管理年度（令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日）における「ぶり」について、水産庁が示した管理を行う際の参考となる試行目安数量を示したため、海区漁業調整委員会に報告するもの。

2 ぶりに係る国全体の管理

- ・令和 7 管理年度から T A C 管理開始。
- ・管理年度の期間を ① 4 月 1 日から翌年 3 月末日までとする都府県（福島県を含めた 1 2 都府県）と ② 7 月 1 日から翌年 6 月末日までとする道府県（2 6 道府県）及び大臣管理区分 に分けている。
- ・令和 8 管理年度から「ステップアップ管理」の「ステップ 2」を開始。
- ・令和 8 管理年度は、全ての都道府県及び大臣管理区分に漁獲可能量を「試行水準」として配分。

⇒その後、管理を行う際の参考となる試行目安数量を各区分に示した。

<管理を行う際の参考となる試行目安数量>

- ・令和 3 ～ 5 年の漁獲実績をもとに各区分の参考シェアを算出する。
- ・国全体のぶりの漁獲可能量 9 7, 0 0 0 トン×参考シェア(%)＝試行目安数量
- ・超過しても漁業法第 3 3 条に基づく採捕停止命令は発出しない。

3 ぶりに係る福島県の管理（令和 8 管理年度）

- ・農林水産大臣より、都道府県別漁獲可能量として「試行水準」と配分され、その全量を「福島県ぶり漁業」に配分した。（令和 8 年 3 月 3 1 日福島県報に公示）
- ・令和 8 年 3 月 1 7 日付けの事務連絡（別紙）により、福島県の管理を行う際の参考となる試行目安数量が「29トン」と示された（参考シェア 0. 0 3 %）。



事務連絡
令和8年3月17日

福島県水産主務課 御中

水産庁資源管理部
資源管理推進室

令和8管理年度における漁獲可能量による管理を行う際の参考となる
試行目安数量について

令和8管理年度においてステップ2の管理を行う特定水産資源について、下
記のとおり、漁獲可能量による管理を行う際の参考となる試行目安数量を算出
したので提示します。

記

特定水産資源	都道府県別漁獲可 能量 (トン)	参考シェア (%)	試行目安数量 (トン)
ぶり	試行水準	0.03%	29

(注記1) 参考シェアは、令和3年から令和5年までの都道府県及び大臣管理
区分の3か年の漁獲実績シェアの平均値。

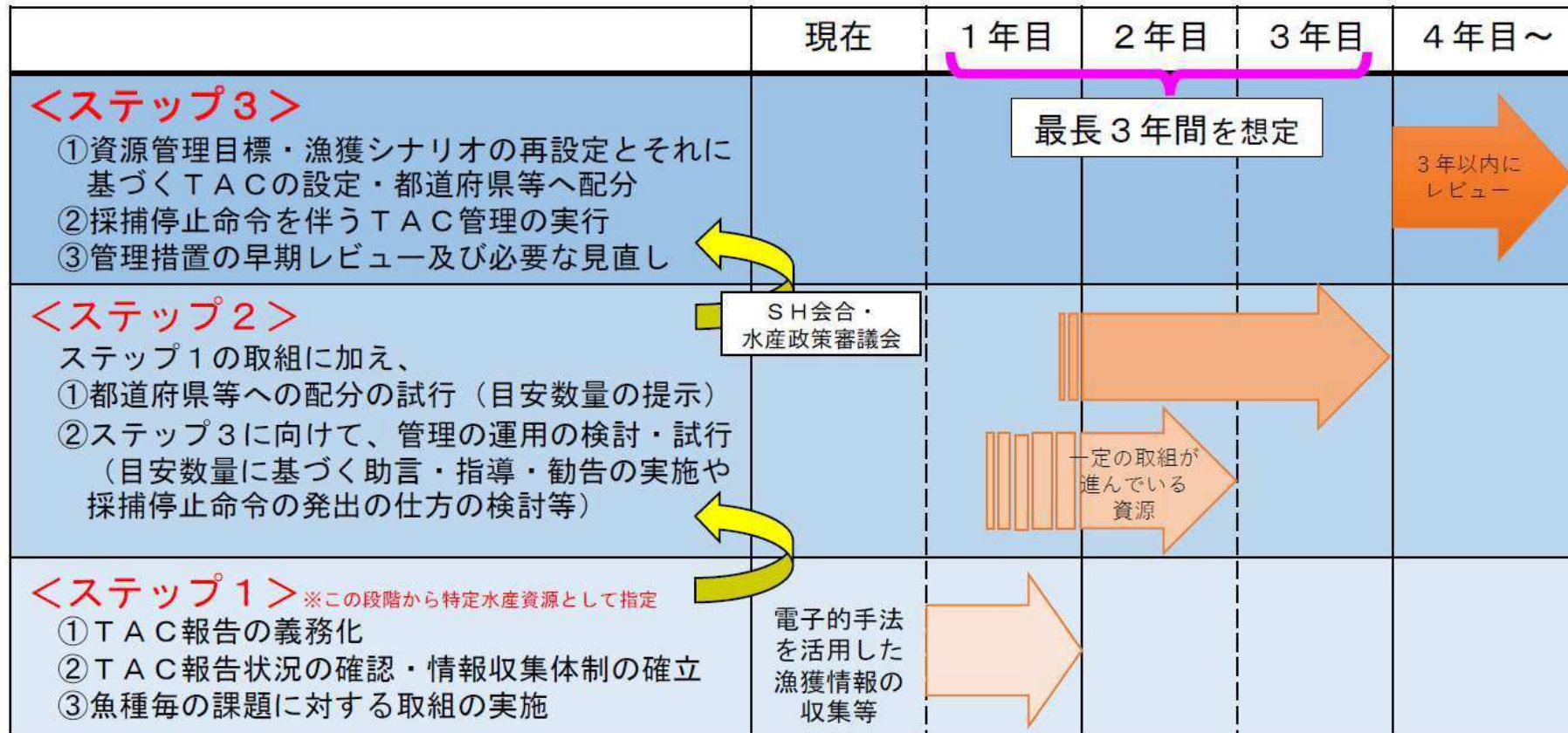
(注記2) 参考シェアの計算には、農林水産統計のブリ類の漁獲量を使用。令
和7年3月28日付で農林水産統計(確報)が公表されたため、本事務連
絡においては、農林水産統計(確報)の漁獲量を使用した。

(注記3) 管理を行う際の参考となる試行目安数量は、漁獲可能量に参考シェ
アを乗じた数値。

TAC管理のステップアップの考え方

(参考資料)

- 新たなTAC魚種については、通常のTAC管理への移行までのスケジュールを明確にした上で、TAC管理導入当初は柔軟な運用とし、課題解決を図りながら段階的に順次発展させていく「ステップアップ管理」を導入。
- 「ステップアップ管理」の考え方及びスケジュールは「資源管理基本方針」に規定し、具体的には以下の3つのステップに分けて、通常のTAC管理導入に向けたプロセスを確実に実施。
- ステップ2までの間に課題解決の取組等に十分な進展を得ることとし、ステップ3へ移行する前には、ステークホルダー（SH）会合を開催してステップ2までにおける取組状況等について意見交換を実施。
(ステップ1・2で最長3年間を想定)



ステップアップ管理の具体的内容

	ステップ1	ステップ2	ステップ3
資源管理の目標	<ul style="list-style-type: none"> 漁業法第12条第1項第1号に基づく目標（漁業の実態等を踏まえた目標（PGY）も含む） 		<ul style="list-style-type: none"> これまでに得られた情報を基に更新した資源評価に基づき設定
漁獲シナリオ	<ul style="list-style-type: none"> 資源管理の目標を達成する漁獲シナリオを選択 		<ul style="list-style-type: none"> 新たな資源管理の目標に基づく漁獲シナリオを選択
TACの設定	<ul style="list-style-type: none"> 漁獲シナリオから導かれるABCの範囲内で設定 		<ul style="list-style-type: none"> 左に同じ
TACの配分	<ul style="list-style-type: none"> 実質的に国一括の管理とし、具体的な配分数量は設定しない ただし、都道府県に対し、今後、具体的な管理を行うために参考となる数量を提示 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県等への配分の試行を実施（自主的な資源管理の取組内容を含む漁業の実態や資源の特性に応じた配分ルール等の検討を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> 配分ルールに基づき、都道府県等へ配分（漁獲量上位8割に含まれる場合は数量明示、それ以外は現行水準とする）
漁獲が積み上がった場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> 法第33条に基づく「採捕停止命令」は行わないこととする ※ 	<ul style="list-style-type: none"> 法第33条に基づく「採捕停止命令」は行わないこととする。ただし、「採捕停止命令」の発出の仕方を検討 ※ 	<ul style="list-style-type: none"> ステップ2までの結果を踏まえ、法第32条及び第33条に基づく「助言・指導・勧告、採捕停止命令」を実施
自主的な資源管理	<ul style="list-style-type: none"> 従前から行われている自主的な取組を引き続き実施しつつ、利用可能な科学的知見を基に、その効果を検証 		<ul style="list-style-type: none"> 自主的な資源管理の効果の検証を踏まえ、管理の工夫に反映
魚種毎の課題に対する取組	<ul style="list-style-type: none"> 資源の特性や漁業の実態を踏まえて、関係者間で、通常のTAC管理導入に当たっての課題を整理し、ステップ2までの間に十分な進展を得ることとする ステップ3へ移行する前にSH会合を開催して、ステップ2までにおける取組状況等について意見交換 		<ul style="list-style-type: none"> 導入された運用等により課題解決が図れているかを検証 必要に応じ運用の改良等を検討

※ 漁獲実績を積み上げるために明らかに漁獲努力量を増やしている等、TAC管理の趣旨に逆行するような操業が見られる場合には、ステップアップ管理の取組を適切に進める上で必要な助言・指導等を行うものとする。

福島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の改正について

令和 8 年 4 月 8 日
福島県農林水産部水産課

1 福島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則（以下「報告規則」）について

(1) 報告規則の令和 2 年 12 月 11 日付け制定について

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法第 95 号、令和 2 年 12 月 1 日施行）による改正後の漁業法（以下「法」）第 26 条第 1 項及び第 30 条第 1 項の規定に基づき、特定水産資源を採捕する者は採捕数量を報告することを義務付けられた。

これに伴い、採捕数量の報告について必要な事項を定めるため、報告規則について、令和 2 年 12 月 11 日付けで公布し、令和 3 年 1 月 1 日付けで施行した。

(2) 報告規則の令和 8 年 4 月 1 日付け一部改正について

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 66 号、令和 8 年 4 月 1 日施行）において、法第 26 条第 2 項で「特別管理特定水産資源」が定められた。

これに伴い、法第 26 条第 1 項及び第 30 条第 1 項が一部改定され、特別管理特定水産資源を除く特定水産資源の報告についての内容とされるとともに、法第 26 条第 2 項及び法第 30 条第 2 項により、特別管理特定水産資源の報告について新たに定められた。

これら条項の改正に対応するため、報告規則を一部改正する規則を、令和 8 年 3 月 27 日付けで公布し、令和 8 年 4 月 1 日付けで施行した。（別紙県報のとおり）

【参考】漁業法に基づく報告が定められた条項

令和 8 年 3 月まで	令和 8 年 4 月以降
漁業法第 26 条第 1 項 特定水産資源（漁獲割当分）	⇒ 漁業法第 26 条第 1 項 <u>特別管理特定水産資源を除く特定水産資源</u> （漁獲割当分） 漁業法第 26 条第 2 項 <u>特別管理特定水産資源</u> （漁獲割当分）
漁業法第 30 条第 1 項 特定水産資源（非漁獲割当分）	⇒ 漁業法第 30 条第 1 項 <u>特別管理特定水産資源を除く特定水産資源</u> （非漁獲割当分） 漁業法第 30 条第 2 項 <u>特別管理特定水産資源</u> （非漁獲割当分）

2 報告規則改正の概要

- (1) 「法第26条第1項及び第30条第1項」に基づくとしていた箇所について、「法第26条第1項及び第2項」並びに「第30条第1項及び第2項」に基づくものと記載を変更した。(本文・様式)
- (2) 様式第1号(法第26条に基づく報告)を様式第1号の1(特別管理特定水産資源以外を対象)と様式第1号の2(特別管理特定水産資源を対象)に分け、様式第2号(法第30条に基づく報告)を様式第2号の1(特別管理特定水産資源以外を対象)と様式第2号の2(特別管理特定水産資源を対象)に分けた。
- (3) 附則において、改正前の様式により使用されている同意書は改正後の様式によるものとみなすと共に、改正前の様式を取り繕って使用することができるものとした。

3 参考

- ・特別管理特定水産資源は、漁業法施行規則(令和2年農林水産省令第47号)第16条の2により、くろまぐろ(大型魚)が指定されている。

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福島県報

目次

規則

○福島県知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

○福島県給水施設等条例施行規則の一部を改正する規則

○福島県薬剤師法施行細則の一部を改正する規則

○福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

○福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

○福島県大町起業支援館条例施行規則を廃止する規則

○福島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

○福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

○福島県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

○指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

福島県議会

○福島県議会会議規則の一部を改正する規則

規則

福島県知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則、福島県給水施設等条例施行規則の一部を改正する規則、福島県薬剤師法施行細則の一部を改正する規則、福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則、福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則、福島県大町起業支援館条例施行規則を廃止する規則、福島

県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則、福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則、福島県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則及び指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和八年三月二十七日
福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第九号

福島県知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

福島県知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十六年福島県規則第九十号)の一部を次のように改正する。
第三条を次のように改める。

(情報通信技術利用条例第三条第一項の規則で定める申請等)

第三条 電子情報処理組織を使用して行うことのできる申請等は、条例等の規定に基づく申請等であつて、知事等が別に定めるものとする。

2 前項の申請等を行う者は、次に掲げる事項をその者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。
一 申請等を書面等により行うときに条例等の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他知事等が必要と認める事項

二 申請等を書面等により行うときに条例等の規定により併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている事項又は記載すべき事項(前号に掲げるものを除く。)
三 申請等を書面等により行うときに条例等の規定により併せて提出すべきこととされている電磁的記録に記載されている事項又は記録すべき事項(第一号に掲げるものを除く。)

3 第一項の申請等を行う者は、前項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、知事等が定める申請等については、この限りでない。

4 条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等(副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。)について、第一項の申請等が行われたときは、第二項の規定により入力された事項に係る書面等については、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

5 条例等の規定に基づき書面等以外の有体物の提出を要する申請等を行う者が第一項の申請等を行うときは、知事の定めるところにより、当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とし、第七条を第六条とし、第八条を第七条とし、同条の次に次の二条を加える。
(添付書面等の省略)

種	別	単	位	金	額
ア C T スキヤ ンシステムに よる観察(ミ リフォーカス)	(1) フラットパネル検出器 を用いた観察 (2) ライン検出器を用いた 観察	一試料一測定(複 数のスキヤンを 含む一式)	複	三三二、五五〇円	
		一試料一測定(五 〇断面まで)	五	三二二、四二〇円	
(41) 穀物・食品分析装置 (Inframat ic 500L)			一時間	二、二五〇円	
(42) エネルギー分散型蛍光 X 線分析装置 (EDX-8 100)			一時間	一、七〇〇円	
(43) ガス発生量測定装置 (フアーモグラフ III)			一時間	一、六六〇円	
別表第三の三を次のように改める。 三 非破壊試験 1 エックス線透過試験					
(31) 万能試験機測定システム (AGX-50kN V2)			一時間	一、九一〇円	
(30) スクラッチ試験機 (RST100)			一時間	二、一〇〇円	
(34) 小型製麹機 (H Q-30)			一時間	一、三〇〇円	
(35) ビーズ式試料破砕機 (MB3200C (S))			一時間	一、一一〇円	
別表第二の二の1の表中(5)を削り、(6)を(5)とし、(7)から(28)までを(6)から(29)までとし、(30)を(29)とし、その次に次のように加える。 同表中(31)を(30)とし、その前に次のように加える。 別表第二の二の3の表中(4)を削り、(5)を(4)とし、(6)から(12)までを(5)から(11)までとし、(13)及び(14)を削り、(15)を(12)とし、(16)から(22)までを(13)から(19)までとし、(23)を(20)とし、その次に次のように加える。					

イ C T スキヤ ンシステムに よる観察(マ イクロフォー カス) ウ 透過観察	同一試料一〇断 面追加ごと 一試料一測定	六、九四〇円 一六、九二〇円
1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。 2 改正後の福島県ハイテクプラザ条例施行規則別表第一及び別表第二の規定は、この規則の施行の日以後の使用の期間に係る使用料の額について適用し、同日前の期間に係る使用料の額については、なお従前の例による。	一試料写真二枚	三、六一〇円
2 その他の測定 一試料一測定につき 二、六二〇円		
附 則		
福島県規則第十四号 福島県大町起業支援館条例施行規則を廃止する規則 福島県大町起業支援館条例施行規則(平成十六年福島県規則第七十七号)は、廃止する。		
附 則 この規則は、令和八年四月一日から施行する。 (産業振興課)		
福島県規則第十五号 福島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則 福島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則(令和二年福島県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。 第一条及び第二条第二項中「第二十六条第一項及び第三十条第一項」を「第二十六条第一項及び第二項並びに第三十条第一項及び第二項」に改める。 第二条第二項を次のように改める。 2 前項の規定にかかわらず、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式の書面により報告することができる。 一 漁獲割当管理区分の特定水産資源(特別管理特定水産資源を除く。) 別記様式第一号の一 二 漁獲割当管理区分の特別管理特定水産資源 別記様式第一号の二		

- 三 漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）の特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）別記様式第一号の一
 - 四 漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）の特別管理特定水産資源 別記様式第二号の一
 - 五 漁獲努力量管理区分 別記様式第三号
- 別記様式第一号中「~~漁獲割当管理区分~~」を「~~特定水産資源~~（特別管理特定水産資源を除く。）の~~漁獲割当管理区分~~」に改め、同様式記載要領中三を削り、四を三とし、五を四とし、同様式を別記様式第一号の一とし、同様式の次に次の一様式を加える。

別記様式第1号の2（第2条関係）

特別管理特定水産資源の漁獲量等報告書
 （漁獲割当管理区分）及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

福島県知事

氏名
 住所

〔法人にあつては、その名称、代表者の氏名
 及び主たる事務所の所在地〕

1 漁獲量等の報告

漁業法（昭和24年法律第267号）第26条第2項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

漁獲割当割合設定通知書の番号	
特定水産資源の名称	
漁獲割当管理区分の名称	
設定を受けた年次漁獲割当量	（単位： ）
特別管理特定水産資源ごとの 陸揚げした日／漁獲量（kg）／個体の数	
船舶等の名称	

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、福島県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

（記載要領）

- 複数の漁獲割当割合の設定を受けている漁獲割当割合設定者が複数の漁獲割当割合又は特定水産資源について報告を行う場合には1の表の右側に欄を設けて報告することができる。
- 「漁獲割当割合設定通知書の番号」の欄について、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できる内容を記載することとする（漁獲割当割合設定者が同じ特定水産資源について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合に限る。）。
- 「設定を受けた年次漁獲割当量」の欄について、年次漁獲割当量の移転の認可を受けた場合にあつては移転後の年次漁獲割当量を、年次漁獲割当量を承継した場合にあつては承継後の年次漁獲割当量を、それぞれ記入することとする。
- 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入することとする。

別記様式第二号中「~~海防~~海防隊」を「~~海防~~海防隊(特選隊)海防隊」を除く。
ハ。シ「~~海防~~海防隊」に改め、同様式記載要領中四を削り、同様式を別記様式第二号の一とし、同様式の次に次の一様式を加える。

別記様式第2号の2（第2条関係）

特別管理特定水産資源の漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

福島県知事

氏名

住所

〔法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

1 漁獲量等の報告

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第30条第2項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

許可番号又は 免許番号		船舶等の名称	
		漁船登録番号	
管理区分の名称			
陸揚げした日	特別管理特定水産資源の名称	漁獲量 (kg)	個体の数

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、福島県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

（記載要領）

- 「許可番号又は免許番号」の欄について、許可（法第57条第1項の許可をいう。）に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては許可番号、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては免許番号を、それぞれ記入する。海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合には、当該承認番号を記載する。許可番号（承認番号を含む。）又は免許番号のいずれも持たない場合には、省略する。
- 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入することとする。

別記様式第四号中「第26条第1項の規定」を「第26条第1項及び第2項の規定」に、「第30条第1項の規定」を「第30条第1項及び第2項の規定」に改め、「様式記載要領中「第26条第1項及び第30条第1項」を「第26条第1項及び第2項並びに第30条第1項及び第2項」に改めよ。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則別記様式第一号から第四号までによる同意書は、改正後の福島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則による同意書とみなす。

3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(水産課)

福島県規則第十六号

福島県県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県県営住宅等条例施行規則(平成九年福島県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

第六条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第七号中「小学校又は義務教育学校就学の始期に達するまでの者」を「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者」に改め、同号を同条第六号とし、同条中第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第十六条第四項中「第十九条の二第一項の破損箇所報告書(様式第十二号)」を「一部使用不能報告書(様式第十二号)」に改める。

第十九条の二第一項中「報告は、破損箇所報告書(様式第十二号)により行わなければならない」を「修繕を要すると思われる箇所(以下「破損箇所」という。)の報告は、次の各号に掲げる事項に関して、別に定める方法により行うものとする」に改め、同項に次の四号を加える。

- 一 入居している県営住宅等の名称
 - 二 建物・設備の破損箇所の名称
 - 三 破損箇所を発見した日時
 - 四 破損箇所が生じるに至った経過
- 第三十二条第二号中「第六条第四号に規定する」を「現に」に改める。
- 別表第一中「(第五条関係)」を「(第四条関係)」に改める。
- 別表第二の一の表中福島県金坂団地の項を削る。
- 様式第一号を次のように改める。

福島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>第一条 この規則は、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。) <u>第二十六条第一項及び第二項並びに第三十条第一項及び第二項の規定に基づき、並びに法及び漁業法施行規則(令和二年農林水産省令第四十七号)を実施するため、特定水産資源の漁獲量等の報告に関して必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>第二条 法<u>第二十六条第一項及び第二項並びに第三十条第一項及び第二項</u>の規定による報告は、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより行うものとする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式の書面により報告することができる。</u></p> <p><u>一 漁獲割当管理区分の特定水産資源(特別管理特定水産資源を除く。)</u> 別記様式第一号の一</p> <p><u>二 漁獲割当管理区分の特別管理特定水産資源 別記様式第一号の二</u></p> <p><u>三 漁獲割当管理区分以外の管理区分(漁獲努力量管理区分を除く。)</u>の特</p>	<p>第一条 この規則は、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。) <u>第二十六条第一項及び第三十条第一項</u>の規定に基づき、並びに法及び漁業法施行規則(令和二年農林水産省令第四十七号)を実施するため、特定水産資源の漁獲量等の報告に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条 法<u>第二十六条第一項及び第三十条第一項</u>の規定による報告は、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより行うものとする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合には、漁獲割当管理区分に係る報告にあつては別記様式第一号の書面により、漁獲割当管理区分以外の管理区分(漁獲努力量管理区分を除く。)</u>に係る報告にあつては別記様式第二号の書面により、<u>漁獲努力量管理区分に係る報告にあつては別記様式第三号の書面により、それぞれ行うことができる。</u></p>

<p><u>定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。） 別記様式第二号の一</u></p> <p><u>四 漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）の特</u> <u>別管理特定水産資源 別記様式第二号の二</u></p> <p><u>五 漁獲努力量管理区分 別記様式第三号</u></p> <p>3 （略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則別記様式第一号から第四号までによる同意書は、改正後の福島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則による同意書とみなす。</u></p> <p><u>3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の様式による用紙は、</u> <u>所要の調整をして使用することができる。</u></p>	<p>3 （略）</p> <p><u>（新設）</u></p>
---	---------------------------------

<p>別記様式第1号の1（第2条関係）</p> <p>特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）の漁獲量等報告書（漁獲割当区分）及び個人情報の取扱いに関する同意書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>福島県知事</p> <p style="margin-left: 100px;">氏名</p> <p style="margin-left: 100px;">住所</p> <p style="margin-left: 100px;">法人にあっては、その名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地</p> <p>1・2（略）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>3</u> 「設定を受けた年次漁獲割当量」の欄について、年次漁獲割当量の移転の認可を受けた場合にあつては移転後の年次漁獲割当量を、年次漁獲割当量を承継した場合にあつては承継後の年次漁獲割当量を、それぞれ記入することとする。</p> <p><u>4</u> 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入することとする。</p>	<p>別記様式第1号____（第2条関係）</p> <p style="text-align: right;">____ 漁獲量等報告書（漁獲割当区分）及び個人情報の取扱いに関する同意書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>福島県知事</p> <p style="margin-left: 100px;">氏名</p> <p style="margin-left: 100px;">住所</p> <p style="margin-left: 100px;">法人にあっては、その名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地</p> <p>1・2（略）</p> <p><u>3</u> 「特定水産資源の名称」の欄について、くろまぐろの漁獲量の報告の場合には、「くろまぐろ（小型魚）」と「くろまぐろ（大型魚）」は異なる特定水産資源であることから、異なる欄に分けて記入することとする。</p> <p><u>4</u> 「設定を受けた年次漁獲割当量」の欄について、年次漁獲割当量の移転の認可を受けた場合にあつては移転後の年次漁獲割当量を、年次漁獲割当量を承継した場合にあつては承継後の年次漁獲割当量を、それぞれ記入することとする。</p> <p><u>5</u> 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入することとする。</p>
--	--

別記様式第1号の2（第2条関係）

特別管理特定水産資源の漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分）及び個人情報の取扱いに関する同意書

____年 ____月 ____日

福島県知事

氏名 _____

住所 _____

法人にあつては、その名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地

1 漁獲量等の報告

漁業法（昭和24年法律第267号）第26条第2項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

漁獲割当割合設定通知書の番号			
特定水産資源の名称			
漁獲割当管理区分の名称			
設定を受けた年次漁獲割当量	(単位：)		
特別管理特定水産資源ごとの 陸揚げした日／漁獲量(kg)／個体 の数			

(新設)

船舶等の名称		
2 個人情報の取扱いに関する同意		
<p>上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、福島県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。</p> <p>（記載要領）</p>		
1 複数の漁獲割当割合の設定を受けている漁獲割当割合設定者が複数の漁獲割当割合又は特定水産資源について報告を行う場合には1の表の右側に欄を設けて報告することができる。		
2 「漁獲割当割合設定通知書の番号」の欄について、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できる内容を記載することとする（漁獲割当割合設定者が同じ特定水産資源について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合に限る。）。		
3 「設定を受けた年次漁獲割当量」の欄について、年次漁獲割当量の移転の認可を受けた場合にあっては移転後の年次漁獲割当量を、年次漁獲割当量を承継した場合にあっては承継後の年次漁獲割当量を、それぞれ記入することとする。		

<p>4 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、<u>いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入することとする。</u></p> <p>別記様式第2号の1（第2条関係）</p> <p>特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）の漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））及び個人情報の取扱いに関する同意書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>福島県知事</p> <p style="margin-left: 100px;">氏名</p> <p style="margin-left: 100px;">住所</p> <p style="margin-left: 100px;">法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地</p> <p>1・2・3（略）</p> <p><u>（削除）</u></p>	<p>別記様式第2号（第2条関係）</p> <p style="text-align: right;">漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））及び個人情報の取扱いに関する同意書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>福島県知事</p> <p style="margin-left: 100px;">氏名</p> <p style="margin-left: 100px;">住所</p> <p style="margin-left: 100px;">法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地</p> <p>1・2・3（略）</p> <p>4 「特定水産資源の名称」の欄について、くろまぐろの漁獲量の報告の場合には、「くろまぐろ（小型魚）」と「くろまぐろ（大型魚）」は異なる特定水産資源であることから、<u>それぞれに分けて記入することとする。</u></p>
---	--

別記様式第2号の2（第2条関係）

特別管理特定水産資源の漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

福島県知事

氏名 _____

住所 _____

法人にあつては、その名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地

1 漁獲量等の報告

_____ 漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第30条第2項の規定に基づき、

_____ 漁獲量等について、次のとおり報告します。

許可番号又は 免許番号		船舶等の名称		
		漁船登録番号		
管理区分の名称				
陸揚げした日	特別管理特定水産資源の名称	漁獲量 (kg)	個体の数	

(新設)

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、福島県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

（記載要領）

1 「許可番号又は免許番号」の欄について、許可（法第57条第1項の許可をいう。）に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては許可番号、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては免許番号を、それぞれ記入する。海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合には、当該承認番号を記載する。許可番号（承認番号を含む。）又は免許番号のいずれも持たない場合には、省略する。

2 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入することとする。

<p>別記様式第3号（第2条関係）（略）</p> <p>別記様式第4号（第3条関係）</p> <p>漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任状及び個人情報の取扱いに関する同意書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>福島県知事</p> <p style="padding-left: 100px;">（委任者）</p> <p style="padding-left: 100px;">氏名</p> <p style="padding-left: 100px;">住所</p> <p style="padding-left: 150px;">法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地</p> <p>1 漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任</p> <p>私は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）の規定に基づく報告について、(1)の者を代理人として定め、(2)に定める期間において、(3)に定める報告に係る事務を委任します。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 委任事項（<input checked="" type="checkbox"/>を入れる。）</p> <p><input type="checkbox"/> 法第26条第1項及び第2項の規定に基づく知事に対する報告（漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告）</p>	<p>別記様式第3号（第2条関係）（略）</p> <p>別記様式第4号（第3条関係）</p> <p>漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任状及び個人情報の取扱いに関する同意書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>福島県知事</p> <p style="padding-left: 100px;">（委任者）</p> <p style="padding-left: 100px;">氏名</p> <p style="padding-left: 100px;">住所</p> <p style="padding-left: 150px;">法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地</p> <p>1 漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任</p> <p>私は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）の規定に基づく報告について、(1)の者を代理人として定め、(2)に定める期間において、(3)に定める報告に係る事務を委任します。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 委任事項（<input checked="" type="checkbox"/>を入れる。）</p> <p><input type="checkbox"/> 法第26条第1項 _____ の規定に基づく知事に対する報告（漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告）</p>
---	---

<p><input type="checkbox"/> <u>法第30条第1項及び第2項</u>の規定に基づく知事に対する報告（非漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告）</p> <p>2（略）</p> <p>（記載要領）</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 1（3）の委任事項の欄について、<u>法第26条第1項及び第2項並びに第30条第1項及び第2項</u>の報告に加え、次に掲げる報告を委任事項に追加することができる。</p> <p><input type="checkbox"/> 法第58条の規定により読み替えて準用する法第52条第1項の規定に基づく知事に対する報告（知事許可漁業における資源管理の状況等の報告）</p> <p><input type="checkbox"/> 法第90条第1項の規定に基づく知事に対する報告（漁業権漁業における資源管理の状況等の報告）</p>	<p><input type="checkbox"/> <u>法第30条第1項</u> _____ の規定に基づく知事に対する報告（非漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告）</p> <p>2（略）</p> <p>（記載要領）</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 1（3）の委任事項の欄について、<u>法第26条第1項及び第30条第1項</u> _____ の報告に加え、次に掲げる報告を委任事項に追加することができる。</p> <p><input type="checkbox"/> 法第58条の規定により読み替えて準用する法第52条第1項の規定に基づく知事に対する報告（知事許可漁業における資源管理の状況等の報告）</p> <p><input type="checkbox"/> 法第90条第1項の規定に基づく知事に対する報告（漁業権漁業における資源管理の状況等の報告）</p>
--	--

○福島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則

令和二年十二月十一日

福島県規則第七十二号

福島県特定水産資源の報告に関する規則をここに公布する。

福島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）

第二十六条第一項及び第二項並びに第三十条第一項及び第二項の規定に基づき、並びに法及び漁業法施行規則（令和二年農林水産省令第四十七号）を実施するため、特定水産資源の漁獲量等の報告に関して必要な事項を定めるものとする。

(漁獲量等の報告の方法)

第二条 法第二十六条第一項及び第二項並びに第三十条第一項及び第二項の規定による報告は、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式の書面により報告することができる。

一 漁獲割当管理区分の特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。） 別記様式第一号の一

二 漁獲割当管理区分の特別管理特定水産資源 別記様式第一号の二

三 漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）の特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。） 別記様式第二号の一

四 漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）の特別管理特定水産資源 別記様式第二号の二

五 漁獲努力量管理区分 別記様式第三号

3 前項の書面を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項の一般信書便事業者若しくは同条第九項の特定信書便事業者による同条第二項の信書便で提出した場合には、特定水産資源を陸揚げした日から知事に報告するまでの期間の計算について、送付に要した日数は算入しない。

(代理人による報告)

第三条 法の規定に基づく報告をしようとする者が、代理人を用いて当該報告をする場合には、あらかじめ、別記様式第四号によるその権限を証する書面を知事に提出しな

ければならない。

附 則

- 1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。
- 2 福島県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則（平成八年福島県規則第九十号）は、廃止する。
- 3 前項の規定による廃止前の福島県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の規定は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号。以下「改正法」という。）附則第二十八条の規定により改正法第六条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）の規定がなおその効力を有することとされる間、なお効力を有するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則別記様式第一号から第四号までによる同意書は、改正後の福島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則による同意書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

別記様式第1号の1（第2条関係）

特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）の漁獲量等報告書
（漁獲割当管理区分）及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

福島県知事

氏名
住所

〔 法人にあっては、その名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地 〕

1 漁獲量等の報告

漁業法（昭和24年法律第267号）第26条第1項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

漁獲割当割合設定通知書の番号		
特定水産資源の名称		
漁獲割当管理区分の名称		
設定を受けた年次漁獲割当量	（単位： ）	
陸揚げした日／漁獲量（kg）		

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、福島県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

（記載要領）

- 1 複数の漁獲割当割合の設定を受けている漁獲割当割合設定者が複数の漁獲割当割合又は特定水産資源について報告を行う場合には1の表の右側に欄を設けて報告することができる。
- 2 「漁獲割当割合設定通知書の番号」の欄について、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できる内容を記載することとする（漁獲割当割合設定者が同じ特定水産資源について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合に限る。）。
- 3 「設定を受けた年次漁獲割当量」の欄について、年次漁獲割当量の移転の認可を受けた場合にあつては移転後の年次漁獲割当量を、年次漁獲割当量を承継した場合にあつては承継後の年次漁獲割当量を、それぞれ記入することとする。
- 4 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入することとする。

別記様式第1号の2（第2条関係）

特別管理特定水産資源の漁獲量等報告書
 （漁獲割当管理区分）及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

福島県知事

氏名
住所

〔 法人にあつては、その名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地 〕

1 漁獲量等の報告

漁業法（昭和24年法律第267号）第26条第2項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

漁獲割当割合設定通知書の番号			
特定水産資源の名称			
漁獲割当管理区分の名称			
設定を受けた年次漁獲割当量	（単位： ）		
特別管理特定水産資源ごとの 陸揚げした日／漁獲量（kg）／個体の数			
船舶等の名称			

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、福島県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

（記載要領）

- 複数の漁獲割当割合の設定を受けている漁獲割当割合設定者が複数の漁獲割当割合又は特定水産資源について報告を行う場合には1の表の右側に欄を設けて報告することができる。
- 「漁獲割当割合設定通知書の番号」の欄について、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できる内容を記載することとする（漁獲割当割合設定者が同じ特定水産資源について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合に限る。）。
- 「設定を受けた年次漁獲割当量」の欄について、年次漁獲割当量の移転の認可を受けた場合にあつては移転後の年次漁獲割当量を、年次漁獲割当量を承継した場合にあつては承継後の年次漁獲割当量を、それぞれ記入することとする。
- 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入することとする。

別記様式第2号の1（第2条関係）

特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）の漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

福島県知事

氏名
住所

〔 法人にあつては、その名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地 〕

1 漁獲量等の報告

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第30条第1項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

許可番号又は 免許番号		船舶の名称	
		漁船登録番号	
管理区分の名称			
陸揚げした日	特定水産資源の名称	漁獲量 (kg)	

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、福島県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

（記載要領）

- 「許可番号又は免許番号」の欄について、許可（法第57条第1項の許可をいう。）に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあつては許可番号、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあつては免許番号を、それぞれ記入する。海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合には、当該承認番号を記載する。許可番号（承認番号を含む。）又は免許番号のいずれも持たない場合には、省略する。
- 「船舶の名称及び漁船登録番号」の欄について、船舶以外の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備を用いて特定水産資源の採捕をした場合には、省略する。
- 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入することとする。

別記様式第2号の2（第2条関係）

特別管理特定水産資源の漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

福島県知事

氏名

住所

〔 法人にあつては、その名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地 〕

1 漁獲量等の報告

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第30条第2項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

許可番号又は 免許番号	船舶等の名称 漁船登録番号		
管理区分の名称			
陸揚げした 日	特別管理特定水産資源の名称	漁獲量 (kg)	個体の数

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、福島県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

（記載要領）

- 「許可番号又は免許番号」の欄について、許可（法第57条第1項の許可をいう。）に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあつては許可番号、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあつては免許番号を、それぞれ記入する。海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合には、当該承認番号を記載する。許可番号（承認番号を含む。）又は免許番号のいずれも持たない場合には、省略する。
- 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入することとする。

別記様式第3号（第2条関係）

漁獲努力量等報告書（漁獲努力量管理区分）
及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

福島県知事

氏名
住所

〔 法人にあつては、その名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地 〕

1 漁獲努力量等の報告

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第30条第1項の規定に基づき、漁獲努力量等について、次のとおり報告します。

許可番号又は 免許番号		船舶の名称 漁船登録番号	
管理区分の名称			
陸揚げした日	特定水産資源の名称	漁獲努力量	漁獲量 (kg)

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、福島県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

（記載要領）

- 「許可番号又は免許番号」の欄について、許可（法第57条第1項の許可をいう。）に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあつては許可番号、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあつては免許番号を、それぞれ記入する。海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合には、当該承認番号を記載する。許可番号（承認番号を含む。）又は免許番号のいずれも持たない場合には、省略する。
- 「船舶の名称及び漁船登録番号」の欄について、船舶以外の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備を用いて特定水産資源の採捕をした場合には、省略する。
- 「漁獲努力量」の欄について、特定水産資源を採捕するために行われる漁ろうの作業の量（当該特定水産資源ごとに都道府県資源管理方針において示された、操業日数、操業時間、船舶の隻数、漁具の数、漁具の大きさ又は漁具の使用回数）を記載する。

別記様式第4号（第3条関係）

漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任状
及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

福島県知事

（委任者）

氏名

住所

〔 法人にあつては、その名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地 〕

1 漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任

私は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）の規定に基づく報告について、(1)の者を代理人として定め、(2)に定める期間において、(3)に定める報告に係る事務を委任します。

(1) 代理人

氏名

住所

(2) 委任期間

年 月 日から 年 月 日まで

※ なお、委任者から委任期間終了の30日前までに委任期間を延長しない旨の申出を行わない場合には、当該委任期間を1年間延長することといたします（翌年以降も同様。以下「延長された委任期間」という。）。委任期間（延長された委任期間を含む。）中に委任を解除する場合には、委任者は委任を解除する日の30日前までに代理人及び知事に対してその旨を申し出ることといたします。

(3) 委任事項（を入れる。）

法第26条第1項及び第2項の規定に基づく知事に対する報告（漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告）

法第30条第1項及び第2項の規定に基づく知事に対する報告（漁獲割当管理区分以外の管理区分における漁獲量等の報告）

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、福島県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

（記載要領）

1 委任者が複数の場合には、連名で1通の委任状を作成することもできる。

2 1(3)の委任事項の欄について、委任する事項を限定する場合には、当該委任する事項のみ記載し、委任しない事項を削ることとする。

3 1(3)の委任事項の欄について、法第26条第1項及び第2項並びに第30条第1項及び第2項の報告に加え、次に掲げる報告を委任事項に追加することができる。

法第58条の規定により読み替えて準用する法第52条第1項の規定に基づく知事に対する報告（知事許可漁業における資源管理の状況等の報告）

法第90条第1項の規定に基づく知事に対する報告（漁業権漁業における資源管理の状況等の報告）

令和8年度福島海区漁業調整委員会の行事予定について

月	行 事 名	開催場所
4	<input type="checkbox"/> 第23期第6回海区漁業調整委員会（4月中旬） ・沖合たこかご漁業の許可の有効期間の短縮について（諮問・答申） ・知事許可漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について（諮問・答申）	いわき市
5	◆ 全国海区漁業調整委員会連合会通常総会、理事会	東京都
6	<input type="checkbox"/> 第23期第7回海区漁業調整委員会（6月上旬） ・特定水産資源の漁獲可能量の変更について（くろまぐろ）（諮問・答申） ・特定水産資源の漁獲可能量について（まさば・ごまさば・まだら）（諮問・答申） ・小型定置漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について（諮問・答申） ・沖合天然礁はえなわ漁業に関する委員会指示について ・河口付近はえなわ漁業に関する委員会指示について ・小型定置漁業の保護区域に関する委員会指示について	福島市
7	◆ 全国海区漁業調整委員会連合会事務局長会議（事務局長出席）	滋賀県
未定	○ 宮城・福島両県海区漁業調整委員交流会	福島市
10	◆ 全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議	北海道
11	▲ 太平洋広域漁業調整委員会 ◆ 全国海区漁業調整委員会連合会事務局職員研修会	東京都 岩手県
12	<input type="checkbox"/> 第23期第8回海区漁業調整委員会（12月上旬） ・特定水産資源の漁獲可能量について（まあじ・まいわし・かたくちいわし）（諮問・答申） ・ひらめの採捕制限に関する委員会指示について ・すくい網漁業に関する委員会指示について ・こうなご電気棒受網漁業に関する委員会指示について	相馬市
2	<input type="checkbox"/> 第23期第9回海区漁業調整委員会（2月中旬） ・福島県資源管理方針の変更について（諮問・答申） ・特定水産資源の漁獲可能量について（くろまぐろ・するめいか・ぶり）（諮問・答申） ・いか釣り漁業に関する委員会指示について ・漁業権に係る資源管理状況等について（報告）	福島市 ※ 副会場 いわき市
	▲ 太平洋広域漁業調整委員会	東京都

□ 海区漁業調整委員会関連

○ 入会漁業調整関連

◆ 全国海区漁業調整委員会連合会関連

▲ 太平洋広域漁業調整委員会関連